

〈参考〉

「日本国との平和条約草案の解説」

日本国との平和条約草案の解説^{†1}

目 次

まえがき

条約草案の特徴

条約草案の内容

一 前 文

二 平 和

三 領 域

四 安 全

日本の国際的行動の準則—自衛権及び安全保障取極

—占領軍の撤退・外国軍隊の駐屯

五 政治及び経済

条約の存続又は復活—旧枢軸国との平和条約の承認

—特定条約より受ける権益の放棄—漁業協定の締結

—中国における特殊権益—戦争裁判判決—通商関係
の規制—民間航空の実施

六 請求権及び財産

賠償の原則—日本にあつた連合國の財産—中立国及
び旧枢軸国にある日本資産—決定又は命令及び判決
の再審査—金銭上の債務—日本の請求権放棄—日本
にあるドイツ財産—中国及び朝鮮の受益規定

^{†1} 本文書は、昭和26年7月12日に公表された平和条約草案に基づいて外務省が作成
したもの。8月3日、国会議員に配布され、8月4日、報道機関に公表された。

七 紛争の解決

八 最終条項

条約の署名と批准—条約の効力発生—批准書の寄託

—連合国定義—二国間平和条約—条約正文の保管

関係文書

一 議定書

二 宣言

むすび

まえがき

終戦からすでに満六年、思えば長い年月であった。去る七月十二日、米英両国政府から公式に対日平和条約草案が発表され、さらに二十日には、米国務省から中国を除く関係五十国に対して九月四日にサンフランシスコで開かれる対日平和会議への招請状が発せられ、また会議に提出される最終草案は八月十三日に発表される旨明らかにされた。

対日平和問題が、対日戦争で主役を演じ、戦後の日本管理にも指導的役割を担つて来た米国政府の努力に推進されて、今日の段階にまで到達したことは、多年講和の一日も早からんことを望んでいたわれわれ日本国民にとって、誠によろこばしいことである。

日本政府に対しても二十日午後総司令部外交局から平和会議への招請状が正式に手交された。この機会に、対日平和条約の内容を明らかにして講和に対する認識を深めることは、極めて肝要なことだと思われる所以、とりあえず七月十二日発表された草案（七月二十日に若干字句の変更があった）について一応の文理的解説を試みることとする。

条約草案の特徴

この草案の特徴として、内容的にはダレス特使が草案発表に先立ち指摘した通り、「和解」の精神を基調としていること、形式的には非常に簡単なこ

とが挙げられる。

ダレス特使はこの草案についてつぎのように語っている。

「將來の日本を他の独立国と異つた地位に置いたり、日本の主権を拘束したりするような永続的制限、あるいは、拘束を一切加えていない本当の意味の和解の条約である。……近代において激烈な大戦争の勝者がこの原則を適用したことはない」

実際、この「和解の条約」は、降伏後連合国側に立つて共同交戦国として対独戦争に加わったイタリアに対しても見られなかつた講和態度で、イタリア平和条約には、なおイタリアの過去の行状を責める懲罰的規定と、將來の行状に対する猜疑と警戒心を示す監視規定が設けられていた。例えは、前文にはイタリアの戦争責任と無条件降伏の事実を明記して条約起草の基盤を示し、最終条項には条約実施後十八月に亘る監視的な規定を設け、条約の効力もイタリアの批准をまつことなく、米、英、ソ、佛四国の批准書寄託のみで発生する建前をとつた。

しかるに對日平和条約草案においては、これとは対照的に、直接に戦争責任や無条件降伏の事実に触れることなく、監視機構に関する規定もない。日本の批准は、条約の効力発生要件と定められ、日本は平等者として取扱われている。

もちろん、「和解と信頼」が条約全般を流れる精神であるとはいへ、平和条約は、日本が敗戦国であるという事実そのものを否定するのではないから、領土条項、経済条項などの個々の場合、具体的に制約が加えられていることは免れないが、条約草案に盛られた一般的な内容は、過去の諸平和条約に比して寛大且つ公正であるといえる。

条約文は極めて簡単である。関係各国との交渉結果を盛り込んだため、最初の米案にくらべるとかなり長くなつたが、それでも前文とわずか二十七条の本文から成り、ほかに一議定書、二宣言があるだけである。

イタリア平和条約の本文は九十條から成り、ほかに十七の附属書がついている。比較的簡単であつたバルカン諸国との平和条約でも、四十条前後の規

定を設けている。第一次大戦後の対独ヴェルサイユ条約に至つては、国際連盟規約や、国際労働機関など、直接ドイツとの講和とは関係のない規定をも含んでいたとはいえ、四百四十条の膨大なものであつたのに比べると、この草案は誠に簡単である。これは六年の長きに亘る占領期間中に、いわゆる「事実上の講和」が積み重ねられ、戦争中の跡始末に関する諸問題の大部分がすでに占領中に完了したことにもよるが、「和解と信頼」の精神を条約作成の大前提とする以上、規定内容を戦争状態のために発生した未決事項の解決に必要な最少限度に止め、詳細な規定を設けて日本の行状を規制する必要がなくなつたためでもあろう。

ダレス特使は、草案のもう一つの特異性として、日本再武装問題の取扱いについての態度を挙げている。旧敵国の再軍備に制限条項を課すのが勝利国のとつた從来の措置であり、イタリアの場合にも、平和条約に第四十六条から第七十条まで二十五条の規定を設けて、その陸海空軍に各種の制限を加えている。対日平和条約草案には、全然この種の制限規定を置いていない。わが国に対する信頼と、わが国が置かれている新しい国際情勢下の特殊地位に対する連合国の方針の結果であろう。ダレス特使はこう説明している。

「これらの制限はなかなか実行されず、また差別的であるので却つて逆効果を来すことがある。われわれは、国連の集団安全保障という構想に基いてこれを解決しようとしており、これによれば、各国の軍隊が密接に結びつき合うようになり、一国の軍隊だけでは、最早侵略の脅威となり得ないことになろう。日本に関して企図されているものはこれである。集団安全保障協定の下では、米国軍と未来の日本軍隊及び恐らくは他の国々の軍隊との統合が実現され、従つて現実的には日本が復讐戦を始めることは不可能となろう」

ダレス特使はさらにもう一つの特徴として、外交機関を通じて個別的に意見を交換するという形式をとり、各国にそれぞれの意見を思う存分提示する機会を與えた点では、むしろ会議方式にまさるものがあつたことを指摘している。このような交渉を通じて作成された対日平和条約草案は、当初の米

国の構想よりもやや複雑化したが、あくまでも米国務省が昨年十一月二十四日に発表した対日平和条約七原則を敷衍したものに外ならない。

条約草案の内容

一、前文

平和条約の前文は、条約本文に規定される諸条項の基調をなす指導原理、ないし精神的基礎をうたうのが例である。だから前述のように「和解」の精神を基盤としている対日平和条約の前文は、戦勝国として敗戦国に対する態度を表明した從来の平和条約の前文とは非常に趣きを異にしている。

第一項の前段では、連合国と日本が今後における両者間の関係を対等の主権国間の協力関係たらしむることを決意する旨を宣言し、後段では、戦争状態の存在の結果として、今日なお未解決である問題を解決する平和条約を締結することを明かにしている。

第二項では、日本が国際連合に加盟を申請するとともに、加盟承認の有無にかかわらず、国際連合憲章の原則を遵守すること、世界人権宣言の目的を実現するために努力すること、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条（諸国間の平和的、友好的関係維持に必要な安定と福祉の条件を創造するために、一層高い生活水準、完全雇用ならびに経済的および社会的進歩発展の条件を促進し、さらに入種、性、言語または宗教に関する差別のないすべての者のための人権および基本的自由の世界的な尊重および遵守を促進すること）に定められており、且つすでに降伏後国内法制の改革によって創められた安定及び福祉の条件を国内に作りだすため努力すること、並びに国際通商関係における公正な商慣行を遵守することを宣言している。

イタリア平和条約では、これに該当する条項を戦敗国の条約上の義務として規定しているが、日本の場合には条約上の義務としてではなく、日本自らの意向の表明という形式をとっているところに特異性が見出される。

第三項は、連合国がこの日本の意向を歓迎する旨を規定し、最後の項で、連合国が以上の決意によって以下述べる平和条約を締結することに決意した

ことを明かにしている。

二、平和（第一章第一条）

この章は、日本と関係連合国との間の戦争状態が、この条約が日本と関係連合国との間に効力を発する日から終結する旨を規定した第一条のみから成っている。イタリア平和条約では、前文で、戦争状態の終止を宣言することに意見が一致した旨が述べられているが、この条約においては、これを本文の冒頭に闡明した。

三、領域（第二章第二一四条）

日本は、すでに降伏の際、日本の領域が本州、北海道、九州及び四国のはか、連合国が決定する「諸小島」に局限されることを認めた。この章はその範囲をさらに明確にしたものである。

第二条で、日本がすべての権利、権原及び請求権を放棄しなければならない地域について述べている。この地域は六つに分けられている。(a)から(c)までの朝鮮、台湾及び澎湖諸島、千島列島及び南樺太は、これまで日本の領土の一部であったところである。(d)は委任統治地域。(e)の南極地域と(f)の西鳥島及び西沙群島は、日本がその土地に対し権利、権原及び請求権をもつてゐるか、あるいは日本としては領土に編入しているが国際的にはまだ問題を残している地域である。

第一のこれまで日本の領土の一部であった地域のうち、朝鮮については、その独立を承認することになっている。それ以外の地域については、日本は、その権利、権原及び請求権を放棄するだけであつて、権利放棄後の帰属については言及されていない。なお、朝鮮の範囲には済州島、巨文島及び鬱陵島が含まれることになっているが、これらは終戦前も朝鮮総督府の行政管轄下にあつた島である。千島列島の範囲は明示されていない。

第二の委任統治地域に関しては、委任統治制度に関するすべての権利、権原及び請求権の放棄ということと、南洋群島旧委任統治地域に対する千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の措置の受諾という二つの事柄がふくまれている。前者は、第一次世界戦争における五大国（英、佛、日、

伊、米）及び四大国（五大国から米を除く）の一として、日本が旧ドイツ植民地（B式、C式委任統治地域）及び旧トルコ領土（A式委任統治地域）に対して有するすべての権利の放棄を意味している。また、後者は、南洋群島旧委任統治地域を合衆国の戦略的信託統治に付することにした安全保障理事会の措置を追認する趣旨である。この理事会によって採択された南洋群島旧委任統治地域に対する信託統治協定案は、同年七月十七日には合衆国議会において承認され、翌十八日大統領がこれに署名したので、南洋群島は同日以降正式に合衆国の信託統治地域となつてゐる。

第三のこれまで日本の領土ではなかつた地域のうち南極地域については、白瀬謙元中尉を隊長とするわが南極探検隊の一行が明治四十五年（一九一二年）一月二十八日に南極大陸の南緯八〇度五分、西経一五六度三七分の地点にまで達している。日本政府は、昭和十三年（一九三八年）三月に、駐米日本大使館から米国務省に対し、「日本政府は南極地域に対する主権設定の問題については、常に発言権を留保するものであつて、形式のいかんを問わず、この問題が国際的に論議される場合には、必ず日本政府にも協議されることを期待する」旨の申入れをしている。

この条項では、このような事実のあるなしにかかわらず、日本は南極地域のいずれの部分に関する権利、権原又は利益についてもすべての請求権をすることを規定している。なおこの請求権の放棄というのは、領土主権的主張を指すのであつて、現に南水洋の公海でわが国が行つてゐる捕鯨とはなんらの関係もない。

つぎに、西鳥島は、わが国が昭和十四年（一九三九年）三月三十日、台湾高雄州高雄市の管轄に編入した新南群島の一つの島で、四万坪余の小さな珊瑚質の島である。インドシナ半島とフィリピン群島との中間の南支那海中にあり、常住者はいない。昭和八年（一九三三年）以来、フランス政府との間にその帰属についてしばしば外交交渉が行われ、最終的に解決していなかつた。

西沙群島は、インドシナ半島の東方約一六〇マイルの洋上にある一群の島

で、フランス与中国との間では領有問題が起っていたが、日本としてはこの島に対して領有権を主張したことではない。ただ、日本人は大正六年（一九一七年）以来、しばしばこの島を踏査し、大正九年（一九二〇年）以降一時この島において燐鉱の採掘を行つていたことがある。

第三条は、合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くべき地域、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島と大東諸島を含む）、^{そうふがん}孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）、沖の鳥島、南鳥島についての規定している。これらの諸島については、将来米国が信託統治の下に置くための提案を国連に対して行うことが予想されており、日本はそのような提案に同意することになっている。そしてこのような提案が行われ、且つこれが可決されるまでの間は、この地域と住民に対して合衆国が行政、立法及び司法の権力を行使することとなつてゐる。

なお、ここで合衆国を唯一の施政権者とする信託統治といつてゐるのは、信託統治には、一国を施政権者とする場合と、二国あるいはそれ以上の国を施政権者とする場合と、国際連合自身を施政権者とする場合があるので、とくに合衆国だけが施政権者であることを明らかにしたものである。

では以上の諸地域と日本との間の財産及び請求権（債権を含む）の処理はどうするか。この処理はすべて日本と、当該地域を管治している当局との間の特別取極によつて決定される。但し、これらの地域内にある連合国又はその国民の財産は、すでに返還されていない限り、管治当局において、現状のまま返還することになっている。また日本所有の海底電線については、当該地域と日本との間で切半することになっている。（第四条）

四、安全（第三章第五一六条）

(イ) 日本の国際的行動の準則

わが国は国連加盟申請承認の如何にかかわらず、いかなる場合にも国連憲章の原則を遵守する旨前文で宣言しているが、国連憲章第二条に掲げられた義務は国連加盟前にも守るべき条約上の義務として受諾する。（第五条a）

国連憲章第二条は、国連及びその加盟国が国連の目的である世界平和及び

国際協力を達成するに當つて從うべき原則として、(1)主権平等の原則、(2)憲章に従つて負う義務の誠実な履行、(3)国際紛争の平和的解決、(4)武力による脅威または武力の行使を慎むこと、(5)国連の行動に援助を與え、且つ国連が防止行動または強制行動をとることのあるいかなる国に対しても援助の供與を慎むこと、(6)国連非加盟国によるこれらの原則の遵守の確保、(7)国内事項不干渉の原則など七箇の原則を掲げている。これらの原則のうち、(3)ないし(5)の原則が、わが国の負うべき義務のうちで特に重要なものとして、第五条のうちに掲げられている。このうち(5)の点、すなわち、第五条(a)(iii)の項は、朝鮮動乱における日本の立場を考えあわせるとき、その趣旨がよく理解されるであろう。

わが国は、このような国連憲章の義務を受諾するのであるが、同時に連合国側も、日本との関係において国連憲章第二条の原則に従うべきことを確認する（第五条b）。日本の受諾は一方的でない。国連憲章第二条の諸原則は日本と連合国との間において双方にとってひとしく行動の準則たるものである。

(ロ) 自衛権及び安全保障取極

わが国が主権国として国連憲章第五十一条に掲げられている個別的または集団的自衛の固有の権利を有すること及びわが国が集団的安全保障取極を自発的に締結できることは、連合国によって承認される（第五条c）。これは主権に制限を加えられない以上当然のことである。特にそれを明らかにしている理由は、前文にも、「国際の平和及び安全を維持するために友好的な連携の下に協力する国家間の関係とすることを決意し」ということを闡明しており、また次の第六条(a)の但書（外国軍隊の駐屯関係）との関連も考えられるからである。

(ハ) 占領軍の撤退—外国軍隊の駐屯

占領軍が講和後一定時期の到来と同時に日本から撤退することはポツダム宣言に「宣言に宣言された前記の諸目的が達成され、且つ、日本国民が自由に表明した意思に従つて平和的傾向を存する責任ある政府が樹立されるとき

には、連合国軍は直ちに日本國から撤收する」と規定されていたところから、当然予想されていた。今回の平和条約草案によれば、占領軍の撤退は平和条約の効力発生後九十日以内に完了し、またそれに伴う日本財産の返還も同じく平和条約の効力発生後九十日以内に完了すべきこととなっている。

これは、イタリア平和条約の「連合国軍隊の撤收」に関する規定と大体同様であつて、ただ対日平和条約草案では、以上の原則に対して、日本が連合国と協定を結んでこれを認めさえすれば、外国軍隊が日本の領域に駐屯できるとの但書が付されている点が異つている。

五、政治及び経済（第四章第七一十三条）

(イ) 条約の存続又は復活

戦前、日本と各連合国との間に結ばれていた二国間の条約の効力を、存続または回復させるか否かについては、当該連合国にその選択権を認めている。すなわち、各連合国が効力の存続または復活を希望する条約は、日本にその趣旨を通告しさえすれば、通告の日から三月後に、その効力を存続または回復させることができ、通告のなかつた条約は、当然廃棄されたものと認められることになるのである。しかし、この通告を行う期限は、通告を行う国との間に平和条約が発効してから一年以内とされている。効力を存続または回復する条約の中には、平和条約の規定と矛盾する場合もありうるが、そのような場合には、この平和条約に適合するように改正されなければならないのである。なお、効力の存続または回復する条約は、国連憲章の第百二条に従つて、国連事務局に登録しなければならないことになっている（第七条a）。ここに存続と回復とが並べてあるのは、二国間条約には、戦争のために実施が停止しているものと、当然失効しているものとの二種類があるために、使いわけがなされているのである。また効力を存続、または、回復した条約の効力の及ぶ地域を、連合国が国際関係について責任を有する地域と全く同一にすることが、時によつて不都合な事態を生ずる場合は、不適当の旨を通告することにより、そのような地域を条約の適用から除外することができるよう定められている。但し、この除外は、将来、更に、その連合国からの通告

によって終止させることができる。すなわち、終止の通告を行つたのち、三月を経れば、条約はこれらの地域に及ぶことになるのである。(b)

(ロ) 旧枢軸国との平和条約の承認

日本は第二次大戦を終結する諸平和条約その他平和回復のため、又これに関連する取極めの効力を承認する（第八条a）。独奥に対する平和条約はまだ締結されていないから、現在のところ第二次大戦を終結する平和条約は、イタリア、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア及びフィンランドに対する平和条約である。平和回復に関連する取極の実例としては、一九四五年八月一日のベルリン会議の議事に関する米、英、ソ間の議定書や、一九四九年十一月二十四日米、英、佛三国と西独政府との間に成立したベテルスベルグ議定書などが挙げられる。これらの条約または取極には日本に関係ある規定も含まれており、また含まれる可能性があるから、日本がその効力を承認することは実質的に意義がある。日本はまた旧国際連盟および常設国際司法裁判所を終止するため作成された取極、例えば連盟及び常設国際司法裁判所の解散に関する一九四六年四月十八日の国際連盟総会決議などを受諾する。もつとも、日本は一九三五年に連盟から脱退していたし、一九三八年からは常設国際司法裁判所とも直接の協力関係を絶つていたから、この条項は日本にとっては事実上余り意味がない。

(ハ) 特定条約より受ける権益の放棄

権益放棄の対象となる諸条約は左の通りである（第八条b及びc）

1. サンジェルマン＝アン＝レイの諸条約

これはいわゆるコンゴー盆地条約（一八八五年二月二十六日のベルリン一般議定書並びに一八九〇年七月二日のブリュッセル一般議定書及び宣言書の改正に関する条約）とアフリカにおける火酒類取締に関する条約である。

コンゴー盆地条約は署名国（日、英、米、佛、伊、白、葡）の国民及びこの条約に加入する国際連盟国（コロニアル地）の国民が、コンゴー盆地地域（コンゴー及びその支流の灌漑地域であつて、ベルギー領コンゴーの全部、フラン

ス委任統治領カメリーン、ベルギー委任統治領ルアンダ及びウルンディ、英領北部ローデシア、英國委任統治領タンガンイーカ、英國保護領ウガンダ、アングロ・エジプシャン・スーダンのそれぞれの一部を含む）において、商品の輸出入の自由及び無税通過、船舶の通航及び寄港の無差別待遇、身体財産及び職業の内国民待遇、利権開発の均等待遇、内水航行の自由及び均等待遇、道路鉄道又は傍系運行の均等開放、費用の均等徴収、内水における警察規則の無差別待遇など通商航海上の完全な自由及び均等無差別な待遇を享有することを定めており、またコンゴー盆地地域の東方、アフリカ東海岸に面する地域すなわち英領ケンヤ植民地及び英保護領ニアサランドの全部ならびに英保護領ウガンダの大部分、英委任統治領タンガンイーカの大部分、葡領東アフリカの一部、イタリア領ソマリランドについては本条約署名国間において通商自由の原則、国民の通過に関し最恵条件を與えることを約定している。平和条約草案第八条(b)により、わが国は署名国として保有していたこれらの権利及び利益を放棄することとなる。

参考までにコンゴー盆地地域に対する日本の戦前の貿易についてみると、一九三七年—三九年は、年平均輸出は約五、四〇〇万円、輸入約二、〇〇〇万円で、わが国総輸出入額のそれぞれ一・七四%及び〇・六四%を占めるにとどまっている。しかし、日本の輸出は一九三七年のベルギー領コンゴーの総輸入額中一四%を占め、ベルギー本国に次ぎ、第二位をしめ、また同年のケンヤ、ウガンダの総輸入額中一〇%強を占めていた。戦後においては一九五〇年を除いて貿易は増大の傾向にあり、一九四七年から四九年までの日本からの輸出は、総輸出額の三・五%弱（一九五〇年は一・七%）、輸入は総輸入額の一%内外を占めている。

つぎにアフリカにおける火酒類取締に関する条約の締約国は、その施政の下にあるアフリカ各地においてアルコール中毒の危険を防止するため、これらの地域における火酒類の取引に関し、輸入、製造販賣の禁止等の制限措置を適用することを約している。日本は五大国の一として条

約に署名したが、本条により一切の権利及び利益を放棄するのである。

2. モントルーの海峡条約

モントルー条約に基き、条約署名国である日本は、トルコが急迫した戦争の危険に脅かされているとして、条約上通過航行の自由を規定されているダーダネルス海峡、ボスフォラス海峡及びマルマラ海における軍艦の通過を制限する場合に通知を受ける権利及び同地域における外国軍艦の動静その他の情報を含む年報の送付を受ける権利をもつてゐるが、これを放棄することになる。しかし実際的にはわが国にとつては利害関係のないものである。

3. 対土ローザンヌ平和条約の第十六条

ローザンヌ平和条約第十六条に基く権益も放棄の対象となるが、これはトルコが第一次大戦後同条により放棄した領土に対して、条約署名国として日本が有するアカデミックな権益のことである。

4. 対独協定及び国際決済銀行に関する条約

一九三〇年一月二十日のドイツと債権国との間の協定（ヤング案によるドイツ賠償計画を実施するための協定）とその附属書、国際決済銀行に関する一九三〇年一月二十日の条約並びに国際決済銀行の定款に基いて得た一切の権利、権原および利益というのは、結局同案による賠償請求権と国際決済銀行（ドイツ賠償金の受取、管理及び分配を目的としてスイスによって設立された銀行）に対する出資権が中心となる。それに附帯して国際決済銀行の理事選出権、賠償案実施に伴う紛争処理に当る仲裁裁判所の組織に参加する権利などが挙げられる。日本は平和条約の効力発生後六月以内に、これらの権利、権原及び利益の放棄をフランス外務省に通告しなければならないのである。ちなみに、日本の諸銀行の国際決済銀行への出資総額は一万九千七百七十株で、出資額は約四百万ドルに達する。この出資については条約第十六条末尾において、在中立國財産としての取扱から除外されている。

(ニ) 漁業協定の締結

条約の規定は、「日本国は公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国との交渉をすみやかに開始するものとする」(第九条)とある。この条文は簡単ではあるけれども、条約草案作成までの経緯に深い関係を有するものである。沿岸漁場保護のため、日本の海洋漁業参加に対する制限を平和条約に定めるべきであるとの声は、合衆国の太平洋地域漁業業者の間に高かつた。同様の関心は、他の連合国によつても示された。このような空気を緩和するための努力が拂われてきたのであつたが、この事実はダレス特使が本年三月三十一日ホイッティア大学で行つた演説の中に、このような提案は、平和条約の締結及びその成果の獲得を殆ど無期限に延ばすものであるとの趣旨が述べられていることからも推知されるところである。しかし、平和条約案では、日本が独立国として行動することができるようになつたとき、すみやかに自発的に関係国と交渉を開始し、漁業協定を締結すべきこととされたのである。前文に示されているごとき日本と連合国との関係を主権を有する平等者間の努力の関係とする決意がここにも現われているのである。

本条の趣旨は、本年二月吉田首相とダレス特使との間で取交わされた書簡及び海洋漁業問題に関する七月十三日附政府声明でも明らかにされているところである。

(ホ) 中国における特殊権益

中華民国における日本のいわゆる特殊の権利及び利益は放棄される(第十条)。放棄される権益のうちには、北清事変に関する最終議定書及びその附属文書に基く特典及び特権が含まれる。この特典及び特権とは、團匪賠償請求権、北京公使館区域行政権、公使館区域の駐兵権及び北京海港間の連絡主要地点の占領権を指している。

ここに「特殊の権利及び利益」というのは、不平等条約に基き、中国の主権を制限するような日本の権利及び利益を総称するものであつて、その主要なものは、戦争前すでに放棄されたものを除いて、専管租界(天津、漢口、

蘇州、杭州、沙市、重慶)及び共同租界(上海、鼓浪嶼)に関する権利、関東州租借権、治外法権(領事裁判権)、海關特權(一部)、鐵道利権(一部)、満鉄守備兵駐屯権、内水航行権、沿岸貿易権、不割譲約定に基く権利、鉱山利権(一部)、一方的最惠国条項に基く権利等が考えられる。これらの諸権益のうち、租界に関する権利及び北京公使館区域行政権は一九四三年一月九日の日華協定で、また北京公使館区域駐兵権及び北京海港間の連絡主要地点占領権は、一九四三年十月三十日の日華同盟条約で、それぞれ汪政府に対して返還されたものである。また治外法権(領事裁判権)についても、一九四〇年十一月三十日の日華基本条約及び前記の日華協定によってその撤廃の方針が定められたが、実施をみるに至らなかつたものである。しかし、これらの条約は、中華民国や連合国との関係ではなかつたとひとしいものであるから、これらの諸特権も本条によって放棄されるものとみるべきである。

(ヘ) 戰爭裁判判決

戰爭犯罪人の処罰は、降伏後の日本に対する連合国的基本方針として行われたものである。裁判は事実上すでに終了している。従つてイタリア平和条約には、戰爭犯罪人の逮捕及び引渡しに関する条項(第四十五条)が設けられているが、日本に対する条約では、そのような規定は必要がなかつたわけである。

なお、理論的にいつても、平和条約の発効後においては、特に条約に規定せられない限り、戰爭犯罪人の訴追は行い得ないし、既決の判決は将来に向つてその効力を失うものである。

対日平和条約草案では、「日本国は、日本国内及び日本国外の極東軍事裁判法廷及び他の連合国戰爭犯罪法廷の判決を受諾し……法廷が課した刑を執行しなければならない」と規定して(第十一条)、平和条約発効前に行われた判決が平和条約締結後も効力を有することを確認し、法廷が課した刑の執行に当らなければならぬことを明白にした。また内地服役中の者に対する特赦、減刑、仮出獄を與える権限は、日本国勧告に基いて刑を課した連合国政府による以外には行われえないことを明かにしている。

なお、国外に服役中の邦人に対する規定は設けられていないが、本条の規定からみても、外地服務者が平和條約実施までに内地服務となるよう祈念される次第である。

(ト) 通商關係の規制

二国間の貿易、海運及び他の通商關係は通例、通商航海條約によって規律される。日本は戦前に連合國の大多数とはこの種の通商航海條約又はこれに準ずる協定をもつていた。しかし、そのあるものは戦争前に廃棄され、あるものは戦争の結果、効力を失っている（第七条の説明参照）。また始めからこの種の條約ないし協定を結んでいない国もある。

いずれにしても、日本とこれらの国々との間の通商關係には、これを規律すべき正式の條約ないし協定を欠いており、現在總司令部が日本に関して相手国と結んでいる通商取極は、平和條約の効力発生に至るまでの間、日本と諸外国の貿易關係及びこれにともなう支拂關係を規律する暫定的な取極にすぎないのであって、わが国と諸外国との經濟關係の基盤を規律する恒久的な通商航海條約とは區別さるべきものである。

平和條約によって日本が主権を回復した暁は、人の入国、居住、營業、物品の輸出入や、貿易に從事する船舶の出入港についての待遇保証のような暫定的な通商關係規律事項のほか、廣く平時における二国間の通商經濟關係を規律する包括的事項を含む恒久的な條約ないし協定を締結しなければならぬわけである。平和條約草案は、主権回復後、日本が各連合國と通商條約締結のため、すみやかに交渉を開始する用意があることを宣言する旨規定している（第十二条）。

しかし、通商航海條約の締結にはその準備及び交渉のために相当の時日を要することが予想されるので、平和條約が効力を生じてから、通商航海條約が締結され、その効力を発生するまでの間に行われる通商經濟關係を規律する何らかの準則が暫定的に必要になってくる。この当面の事態に対処すべき一般原則が草案第十二条（b-d）の規定である。

正式の通商航海條約又は協定が締結されるまで、日本はこの平和條約発効

後四年間、各連合國の国民、產品及び船舶に対して、(i)貨物の輸出入、これに関する関税、課金、制限及び他の規則に関しては最惠國待遇、(ii)海運、航海及び輸入貨物に関し、また自然人、法人及びこれらの者の利益に関しては内國民待遇を與えるものとしている。内國民待遇には稅金の賦課及び徵收、裁判所への出訴、契約の締結及び履行、財產權、日本國の法律に基いて組織された法人への參加並びに一般にすべての種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項が含まれている。(b 1)

次に日本の國營貿易企業（例えば專賣公社、食糧配給公團など）が、国外で賣買を行うには商業的考慮のみに基かねばならぬと規定している(b 2)。第二次大戰終了後も、戰争中の慣行がそのまま繼續され、國家貿易が國際貿易の一つの形態として残存したが、國家貿易は、私人又は私企業の貿易活動の範囲を制限するばかりでなく、さらにその運用によっては輸出入禁止または制限と同一の作用をなし、または政治的理由によって貿易を人爲的に左右するようになってきたので、國際貿易の發展のためにこれに対して何らかの制限的措置を課する必要があるようになり、戰後自由貿易を基調として國際貿易の拡大を目指す多數国間協定として生れた國際貿易憲章（I T O）や、關稅貿易一般協定（G A T T）にも本項と同趣旨の規定がおかれている。戰後米国が結んだ通商航海條約にも國家貿易について同趣旨の規定が設けられている。要するに本項の趣旨は、國家貿易の國際通商に対する攪乱作用をできるだけ回避しようとするところにある。

要するに、本項は平和條約発効後の空白又は混乱を避けることを目的とするのであるから、四年の期間内に通商條約又はこれに準ずる協定が成立した連合國との間では、それに従うべきことは言うまでもない。

もつとも日本が連合國に対し、最惠國待遇又は内國民待遇を與える義務があるのは、當該連合國が同一事項について、日本に対し最惠國待遇又は内國民待遇を與える限度においてのみであると規定して、待遇許與について相互主義をうたっている。

このような待遇許與についての相互主義は、連合國の非本土地域の產品、

船舶、法人及びそこに住所をもつ者の場合、並びに連邦政府を有する連合国又は州の法人及びそこに住所をもつ者の場合には、その地域、邦又は州において日本国に與えられる待遇に照らして決定される(c)。これは国によつては相手国と条約上約束した待遇から、その属領や植民地を除外することもあり、また連邦政府をもつ國のなかには、その邦や州の法律が特定事項について相手国によつて差別待遇を與えることもあるので、相互主義を、このように属領、植民地、邦又は州について適用することを規定したのである。だからたとえば、連合国のある属地で日本品の輸出入に関して最惠国待遇が與えられなければ、日本はその属地の產品の日本への輸出入に関し最惠国待遇を與える必要はなく、また連合国のある州で日本国民の財産権に関しその州の居住者と同等の待遇を與えていない場合には、日本もその州の居住者に財産権に関する内国民待遇を與えなくてもよいわけである。

この規定の適用に当つて、除外事項として次の三つの場合の差別的措置を認めている(d)。もっともそのような差別的措置は、かかる措置が事態に相応しており、且つ専断的又は不合理な方法で適用されるものでないことを条件としている。

1. それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基く措置 これには通例次のようなものが含まれている。

内水航行及び沿岸貿易

国境貿易

道徳、人道上の理由により課せられる措置

人類、動植物の保護のために必要な措置

公安に関する法令及び規則の施行に必要な措置

刑務所において作られた物品に関する措置

美術的、歴史的又は考古学的價値のある国宝の保護のため課せられる措置

2. 当事国の対外的の財政状態又は国際收支（海運及び航海に関するものを除く）を守るために必要な措置

具体的にいえば国際貿易憲章第二十一条及び関税貿易一般協定第十二条

の規定する「自国の通貨準備の重大且つ急迫な減少の危機の予防又はこのような減少を防止するために必要な輸入制限の新設、維持又は強化」や国際通貨基金規約第十四条の規定する「戦後過渡期における経常的国際取引のための支拂及び振替に対する制限の継続及び事情の変化に応ずるその改訂」などの措置がこれに該当する。

3. 当事国の重大な安全上の利益を維持するために必要な措置

具体的にどのような内容の措置を指すかは必ずしも明確でないが、前記の関税貿易一般協定第二十一条に掲げられている安全保障に関する例外規定は重要な参考になろう。安全保障上の理由に基く例外措置の規定は、戦前の通商航海条約には例がなかった。戦後米国が結んだものには規定されている。

最後に当然のことではあるが注意的に本条(b)項に基く日本国の義務すなわち事項別による最惠国待遇又は内国民待遇の許與の義務は、本草案第十四条すなわち連合国管轄の下にある日本国及び日本国民の財産についての連合国権利行使によって影響されず、また第十五条によって連合国財産返還等について日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない旨規定している。(e)

(e) 民間航空の実施

民間航空に関する規定は、日本の民間航空の保有及び運営に対して何ら制限を設けてはいない。日本は連合国との要請があつたとき、二国間あるいは多数国間の国際民間航空運送協定の締結の交渉を開始するものとするとしており（第十三条a）、前記の協定が締結されるまでは、日本国は、四年間、平和条約発効時に連合国が行使しているより不利でない待遇をその連合国に與え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機會均等を與えるべきこととしている(b)。また、日本が国際民間航空条約に加入するまでの過渡的な規定をおいている(c)項は、日本政府の国際条約に関する宣言の3と照応するものである。

六、請求権及び財産（第五章第十四一二十一条）

本章も、廣い意味では経済的規定といえるが、前章の経済条項が正常で且つ一般的な経済関係を取扱っているのに対し、ここでは、戦争によって起つた諸問題の戦後の処理について規定している。すなわち賠償（第十四条）、日本にあった連合国財産（第十五条）、中立国や旧枢軸国にある日本の資産（第十六条）、日本の捕獲審査所の決定命令及び判決（第十七条）、金銭債務（第十八条）、日本の請求権放棄（第十九条）、日本にあるドイツの財産（第二十条）に関することや、中国及び朝鮮の受益規定（第二十一条）がその対象となつてゐる。

われわれの大きな関心の一つである賠償から見ることにしよう。

(イ) 賠償の原則

先ず最初に注意されることは、第一次大戦後のヴェルサイユ条約では、戦争責任や賠償責任がドイツにあることが規定され、第二次大戦のイタリア平和条約でもソ連その他四国のために具体的に賠償義務を規定したのであるが、対日条約草案では、そのような懲罰的規定や、また具体的義務の規定を含んでいないことである。まず、日本は主義上は、賠償を支拂うべきであるけれども、日本が存立可能な経済を維持してゆこうとすれば、賠償能力がないという原則が承認されている（第十四条 a）。しかし、日本軍によって占領され、損害を被つた連合国が賠償を希望するならば、そのときは日本は、日本が與えた損害を修復する費用を補償するに資するために、当該連合国と交渉しなければならないと規定されている（第十四条 a⁽¹⁾）。

ところで、この補償は、製造や沈船引上げや他の役務を通じて、日本人の熟練と勤労を当該連合国に提供する方法によるべきだと限定し、それも他の連合国に追加負担を課すようなものであつてはならないし、また製造による賠償方法をとる場合には、原材料が必要であれば、外国為替上の負担を日本に課さないように、当該連合国が供給しなければならないことになつてゐる。

このような規定に基く日本の賠償がどうなるかは、この規定に予見されてゐる交渉の結果を俟たなければならない。

それはともかく、賠償に関するこれらの諸条件は、その支拂のために日本経済自立が不可能となることのないよう万全の配慮がなされていることを物語るものである。

次に、在連合国の日本財産の処分が規定されている。すなわち、この条約が効力を発生する時に連合国にある日本の財産、権利及び利益を、所在連合国が差し抑え、留置し、清算し、または他の方法によって処分しうる（第十四条(a) 2(1)⁽²⁾）。もつとも「処分しうる」といつているので、処分せよと義務づけているのではない。連合国に割譲される地域にある日本資産は、ここにいう処分の対象とはならない。それは第四条の規定するところである。

在連合国の日本財産というのは、(1)日本及び日本国民、(2)日本國もしくは日本国民のために、または代って行動した者、(3)日本國又は日本国民が所有し、又は支配した團体に属するすべての財産を指すのである。

次のものは、除かれて処分されることはない。

- (i) 戰争中連合国政府の許可を得て連合国領域に居住した日本人の財産。
但し財産所在地の政府が、ある特定の日本国民の財産にのみ適用した特別措置があつた場合はその財産は例外とならない。
- (ii) 大公使館、領事館の財産並びに職員の財産
- (iii) 宗教團体又は私的慈善團体の財産
- (iv) 連合国と日本との間に貿易及び金融関係の再開後に生じた財産
- (v) 日本国もしくは日本国民の債務、日本内にある有体財産に関する権利、日本法に従つて組織された企業に関する利益

これらの除外される財産は、保存と管理の費用を差し引いて返されるし、既に清算されているときは、賣つた代金が返される。（第十四条(a) 2）

なお、第十四条(a)、第十五条(a)(b)、第十六条、第十七条、第十八条(a)項等のように別段の規定がある場合を除いて、連合国は、すべての賠償請求権と戦争遂行中に日本及び日本国民がとつた行動から生ずる連合国及び連合国民の他の請求権と直接占領軍事費に関する請求権を放棄することを明らかにしている。（第十四条 b）

ここに、直接占領軍事費というのは、ガリオア援助のような間接の占領軍事費を含まない意味である。

(ロ) 日本にあつた連合国財産

開戦から日本が降伏するまでのいずれかの時期に日本にあつた連合国財産は、条約の効力発生後九月以内に行われる申請にもとづいて、日本は、その申請日から六月以内に返還しなければならない。もし財産の返還ができないかつたり、又は損害があつた時は、補償しなければならない。条約草案の第十五条はこれらのことと規定しており(a)がその中心をなしている。

ここに「日本国にあつた」財産とは、平和条約で確定する日本領域にあつたものをいい、旧領土にあつたものは第四条の方で規定している。また、所有者が自由に処分した場合は返還しない。条約実施から九月以内に返還申請のない財産は、日本政府で処分しうる。

では返還不能の財産や損害のあつた財産の補償はどうであろうか。この点、イタリアの場合とは異なつてゐる。イタリア平和条約では、補償額は損害補填に必要な額の三分の二とされ、補償に関する具体的規定が条約の中に定められている。これに反し、日本の場合は、日本の国内法によって補償すればよいことになつてゐる。従つて補償の額、請求や支拂の方法その他イタリア条約に見られるような細目の規定は、一切日本法で定めることとなるのである。(a)

次に工業所有権に関する特則がある。日本は「連合国人工業所有権戦後措置令」(昭和二十四年政令第三百九号) や「連合国人商標権戦後措置令」(昭和二十五年政令第九号) によって、戦争中侵害された工業所有権を回復するため権利者の申請を待つて、期間の延長又は対價の支拂をする。「外国人の商号に関する臨時措置令」(昭和二十五年政令第十二号) は、連合国人の商号の終戦後の保護を目的とした立法である。(b)

また日本は、開戦前日本で認められていた連合国人著作権が開戦後も引続き効力をもつていることを承認し、且つ日本が参加したベルヌ条約や日米協約などの著作権保護に関する条約又は協定によつて生ずる権利を承認すると

共に、著作権及び翻訳権の保護期間(前者は三十年、後者は十年)^{†1}から、戦争期間を除外しなければならないとの規定もある。(c)

ちなみに、イタリア平和条約などにあるいわゆる略奪財産返還について、この条約になんらの規定もないのは、終戦以来すでに六年余、その間に返還措置が完了しているので、特に規定する必要がない事情のためである。

(ハ) 中立国及び旧枢軸国にある日本資産

中立国及び連合国の中のいずれかと戦争状態にあつた国、つまり戦争中の日本の枢軸国にある日本資産は、日本の捕虜となつた者が被つた不当な苦難に対する償いとして赤十字国際委員会に引渡すことが定められている。(第十六条)

このような規定は、イタリア平和条約にはない。イタリア平和条約では、旧枢軸国であつたルーマニア、ブルガリア、ハンガリーにあるイタリア財産は、ソヴィエトに対する賠償の一部として引渡された。それは当時これらの国が、ソ連占領下にあつたので、在ソ資産に準じた取扱をうけたわけである。しかし中立国及びその他の旧枢軸国にあつたイタリア資産は、連合国に引渡されることはなかつた。ドイツの中立国や敵国にあつた資産は、現在連合国によって処理されつつある。この規定が設けられたのは戦争中日本の捕虜として苦難をうけた者の救恤を要請する声が、一部連合国において非常に強いことを考えれば了解されるところである。

もつとも、草案第十四条(a) 2 (1)の(ii)から(v)にかけられる除外はここにも適用がある。

さらに、日本の金融機関が現在もつてゐる一万九千七百七十株の国際決済

†1 本文書正誤表に以下の記述あり。

「著作権」以下「規定もある。(C)」までを次のように改める。

開戦から平和条約発効までの期間が、各著作権の保護されるべき期間(著作者の生存間及びその死後三十年若しくは第一発行の時から三十年) また、開戦から平和条約発効まで及びその後六箇月の期間が、翻訳権を取得するために日本語に翻訳されるべき期間(第一発行の時から十年) に算入されない旨の特別規定もある。(C)

銀行の株式も本条の適用から除外される。これは、第八条(c)に、日本は「国際決済銀行に関する千九百三十年一月二十日の条約並びに国際決済銀行の定款に基いて得たすべての権利、権原及び利益を放棄」するという規定があるので、この規定によって放棄される国際決済銀行に対する日本からの出資株も赤十字国際委員会に引渡されるのではないかとの解釈が生れるのを防ぐために特に設けられたものである。これらの出資株の拂込金は、諸銀行に返還されることになっている。

なお、国際決済銀行の資本は五億金フラン二十万株に分かれている。現在その四分の一が拂込済である。日本の拂込額は千二百五十八万千二百五十金フランで、出資者は民間有力銀行十二行である。

(ニ) 決定又は命令及び判決の再審査

日本政府は、戦争中行った捕獲審査所の決定又は命令を、いずれかの連合國の要請があつた場合、国際法に準拠して自主的に再審査して修正しなければならない。日本の捕獲を当然無効としたり、又は連合国が再審査するというのではない。日本の捕獲審査機関は、明治二十七年八月二十一日公布の勅令第百四十九号「捕獲審査令」により昭和十六年十二月十七日公布の勅令を以て開設された。だ捕した船舶の審査決定といったようなことがその任務である。再審査及び修正の結果返還すべきことが明らかとなつた場合は、在日連合国財産返還の規定（第十五条）が適用される。今は捕獲審査所はないから、再審査のため日本政府は特別の措置を講じなければならないであろう。

(第十七条 a)

また、日本政府は、連合国人が戦争中充分な陳述のできなかつた訴訟手続で下された日本の裁判所の判決に対して、条約効力発生後一年以内に再審査を請求することができるよう措置を講じ、再審査の結果如何により、判決前の地位の回復又は救済の手段を講じなければならない。（第十七条 b）

(ホ) 金銭上の債務

第十八条は、全体として戦前の債権（請求権）に関する規定である。戦争の影響をなるべく極限し、且つ相互主義の原則によって律する建前をとつて

いる。

戦争前の義務や契約（債券、例えば株式や社債に関するものを含む）及び戦争前に取得された権利から生ずる日本及び日本国民と連合国及び連合国民相互間の金銭債務は、戦争があつたにかかわらず有効であり、債務者の支拂義務は存続する。また戦争前に起つた財産上の損害又は身体上の死亡傷害に関する請求権を、日本と連合国とが相互に提出又は再提出して審議されることになっている。

ここで注意すべきことは、第十八条の規定は、第十四条の規定による権利を妨げないとされていることである。そこで第十八条によつて、日本又は日本人が連合国人に対して有する金銭債権は一応認められても、その債権の所在地が連合国である場合（債権の所在は債務者の常住地とするのが一般である）にはその連合国が第十四条に基いて清算処分することになるのである。

なお、金銭債務を生ずる一つの原因となる契約の効力については、後述の議定書で定められている。（第十八条 a）

次に、日本政府は戦前の対外債務と團体の戦前債務であつて、後日日本政府が肩替りしたものについての政府の支拂の責任を確認し、その支拂再開について、債権者と交渉を開始する意図を表明しているし、（第十八条 b）また私人間の戦前の請求権及び義務に関する交渉は、本来当事者間で自治的に処理すべきものであるが、日本政府としてもその交渉や支拂を容易にするよう努めるとしている。（第十八条 b）

(ヘ) 日本の請求権放棄

いわゆる戦争請求権の放棄である。日本及び日本国民が連合国及び連合国民に対して有するもので、戦争から生じた請求権、戦争状態があつたがためとられた行動（例えば敵産管理）から生じた請求権、占領軍の存在、作戦又は行動から生じた請求権などを放棄する。戦前の請求権は含まれず、それは別に第十八条や議定書で規定している。また日本の降伏後、連合国との貿易、金融関係から生じた債権ももちろん含まれない。

それから、日本船に関する連合国措置や日本人捕虜及び抑留者に関して

生じた請求権も放棄する。このうち船舶に関する措置は、歐洲戰爭開始以来、日本が中立時代に連合国が日本船に対して執つた措置に基くものも含まれる。船舶に関する戰時の取扱については、海戰に関する國際法規で規定され、また捕虜抑留者の待遇についても條約及び確立された國際法規の適用がある。その結果、日本に請求権が生じてくる場合がある。それらも放棄されるのである。

さらに日本政府は、ドイツ及びドイツ国民に対する請求権も「相互放棄を条件として」放棄する。ドイツが放棄しなければ、日本も放棄する必要がない。(第十九条)

(ト) 日本にあるドイツ財産

日本は、ドイツ財産を処分する資格をもつ國が日本にあるドイツ財産の処分を確実にするために、あらゆる必要な措置を講じ、これらの財産が最終的に処分されるまで、その保存と管理について責任をもたねばならない。(第二十条)

(チ) 中国及び朝鮮の受益規定

後にのべる第二十五条には、この条約に署名及び批准しない國には、いかなる権利、権原、利益をも與えないことをはつきり規定している。朝鮮は連合国でない。中国も第二十三条によってこの条約の署名國として予定されていないことが明らかである。そこで、特に中国及び朝鮮が、それぞれこの条約の若干の条項の利益をうけることを規定した。(第二十一条)

中国は日本の在華特殊権益放棄(第十条)と、在華日本資産を処分しうること(第十四条 a 2)の利益とをうける。朝鮮は、日本による独立承認及び朝鮮地域の領有権の放棄(第二条 a)、漁業協定の締結(第九条)及び通商条約又は協定及び条約又は協定の締結に至るまで四年間における相互主義の下に最惠國民又は内国民待遇をうけることになる。(第十二条 a)^(ホタル)

このように、条約の規定の適用の利益を、条約國に参加しない國に及ぼすことは、例はなくはないが、珍らしいことである。

七、紛争の解決

平和条約の解釈や実施に関し、締結後いろいろと紛争の生ずるものである。そこで一条を設けて、このような紛争で外交交渉その他の方法で解決されないものは、紛争当事國の要請により、國際司法裁判所の決定に付託されることを定めている(第二十二条)。國際司法裁判所というのは、國際連合の主要機關の一であり、法廷はオランダのヘーグにある。

わが國と規程の当事國でない連合国とは、平和条約の批准と同時に、平和条約に関するあらゆる紛争について裁判所の管轄を受諾する一般宣言書を裁判所書記に寄託しなければならないとされている。

イタリア平和条約では、条約の解釈又は実施に関する紛争で直接外交交渉によって解決されないものをフランス、英國、米国及びソ連の駐イタリア大使に付託することになっており、この四国大使によって紛争が二月の期間内に解決されない場合には、各紛争当事國の一人の代表者と両当事者の相互の同意によって選定される第三者とから成る委員会に付託することになっている。対日平和条約においては、紛争が生じた場合は先づ合意の方法によって解決するものとし、それでも解決されない場合に、最終的解決機関として國際司法裁判所を予定している。この点で、両平和条約は、大きな相違を示している。

八、最終条項

条約草案は、第二十三条以下最後の五箇条において、条約の効力発生や批准書の寄託や、或いは連合國の定義などを規定している。これらのこととは、誰しも十分理解しておかねばならぬ重要なことなので、やや詳しく述べることとする。

(イ) 条約の署名と批准

この条約は、一般に重要な事柄を定める条約と同じく、批准を要し、平和會議で全権が署名しただけでは、効力を発生しない(第二十三条)。批准する國は、署名した國に限られる。言いかえれば、署名しない國すなわちこの九月に開催予定のサンフランシスコ會議に招請されない國(例えば中国)や、

招請されても会議に参加しない国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）は、署名批准することができず、別に加入する条項はないので、この条約の当事国となることはできない。これらの国は、第二十六条によって二国間平和条約を締結する他はない。（第二十三条）

（四）条約の効力発生

この条約の発効には、わが国の批准書の寄託と一定数の連合国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の批准書の寄託とが条件となつていて、この点、米、英、ソ、佛の批准書寄託だけで発効するイタリア条約と根本的に異なる。

一定数の連合国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の批准書の寄託とは、オーストラリア、ビルマ、カナダ、セイロン、フランス、インド、インドネシア、オランダ、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン、英國、ソ連及び米国の十四国の中、この条約の署名国の過半数の批准書が寄託されることであつて、その時に、それまでに批准している国に関して効力を生ずる。もつとも、この過半数の国の中には、主たる占領国としての米国が含まれていなければならないので、いかなる場合にも、米国が批准書を寄託するまでは効力を生じない。その後批准する国については、それぞれ批准書を寄託する日に効力を生ずる。

十四国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の過半数は、八国であるが、仮に十四国の一国が署名しない場合には十三国となり、その場合には十三国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の過半数の七国が所要の過半数になるわけである。平和条約が効力を生ずるまでは、条約は実施されないから、いかなる国も条約上の権利を主張することはできないし、義務を負うこともない。効力を生ずる日までは、戦争状態終了宣言が行われない限り、法律上は依然として戦争状態が継続する。

第二十三条第二項は、わが国の批准書寄託の日から九月を経過してもこの条約が発効しなかつた場合には、この条約を批准した国は、日本政府及び米国政府に対して行う通告によって自国とわが国との間に平和条約の効力を発生させることができるとしている。この条項によって、関係各國の合意が得られない場合でも日本との平和回復を望む連合国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の配慮がみられる。

さきにも述べた通り、日本の批准書寄託が、条約の効力発生の要件とされ

ていることは、イタリア平和条約で米、英、ソ、佛の四大国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の批准書寄託があればイタリアの批准書寄託の有無にかかわらず発効するとし、いわゆる無条件降伏を貫徹しているのに比し、大きな相違である。（第二十三条）

（五）批准書の寄託

すべての批准書は米国政府に寄託されなければならない。わが国では、内閣が憲法第七十三条三号に従つて、国会の承認を経て（同第六十一条の手続に従う）平和条約を批准し、天皇が第七条八号に基いて批准書を認証され、その上で米国政府に寄託されることになる。（第二十四条）

（六）連合国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の定義

この条約では「連合国」とは、日本に対して戦争状態にある国で、この条約に署名し且つ批准したものをいうと規定している。第一に、わが国と戦争状態にある国でなければならない。従つて第二次大戦中、わが国と戦争状態になかつた諸国は除かれる。例えば、ドイツやタイ、中立国関係にあつたヴァチカン、スイス、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、アイレ、アフガニスタンのような国は、もちろん連合国ではない。

第二に、この条約に署名し、且つ批准した国でなければならない。サンフランシスコ会議に参加しない国はもちろんのこと、参加して署名する国も、批准しない場合にはここにいう連合国ではない。

第二十五条には、連合国（連合国の中には会議に参加しない国も生ずるかもしれない）の定義に続いて、先に述べた第二十一条の中国及び朝鮮の受益規定を留保して、この条約は連合国でないいかなる国に対しても、いかなる権利、権原又は利益をも與えるものではないことを明らかにしている。

また、わが国の権利、権原、利益が、条約のいかなる規定によつても連合国でない国のために減損され、又は害されるものとみなされない。

これらの規定は、第二十一条の留保を除いては、条約の拘束力に関する国際法の原則上当然のことである。条約の規定のうちには、特定国と特殊の関係ある事項を定めたものがあるので、そのような国が署名批准しない場合のことを考えて、事態を明確にするために注意的に明定されたものである。（第二十五条）

(b) 二国間平和条約

千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し又は加入しておつて、且つ、日本と戦争状態にある国で、この条約に署名しない国から申込まれれば、日本はこの条約と同一の又は実質的同一の条件で二国間平和条約を締結しなければならないとされている。

千九百四十二年一月一日の連合国宣言とは、二十六国宣言とも呼ばれ、ワシントンで署名されたもので、大西洋宣言の目的及び原則に賛意を表し、枢軸国に対する戦争に軍事的及び経済的に協力し、且つ単独の休戦又は講和をしないことを約束したものである。この宣言に署名した国は二十六国であるが、後に二十一国が加入している。連合国宣言に署名している国を通常連合国と呼んでいるが、これは、この条約に定義する連合国とは異なる。(なお、連合国最高司令官の覚書にいう連合国は、この二つの連合国ともまた違うものである)

日本が何れかの国との間で二国間平和条約を締結し、この条約に規定するよりも大きな利益をその国に與える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益がこの条約の当事国にも及ぼされなければならない。

二国間平和条約を締結して日本が義務を負うのは、この条約実施後三年で、三年の後に、戦争状態を終結させるために平和条約を締結することは差支えない。義務でなくなるだけである。

上記の規定は、いわゆる中国代表問題に與えた解決である。中国は第二十三条で明白なように条約署名国となることを予定されていない。中国には現在二つの政府があり、双方とも中国正統政府なりとしている。どちらの政府から平和条約締結を申込まれたとき、日本が応諾するか、両政府間の選択は、日本政府の責任でなくてはならないというわけである。(第二十六条)

^{†1} 本文書正誤表に以下の記述あり。

「二国間平和条約を締結して日本が義務を」を「日本が二国間平和条約を締結する義務を」に改める。

(e) 条約正文の保管

条約の正文は、米国政府に寄託され、そこで保管される。

条約の正文は、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語から成り、日本語の本文も作成される(第二十七条)。但し日本語は公文ではあるが正文とはならない。

関係文書

一、議定書

本議定書は契約、時効の期間および流通証券ならびに保険契約について規定している。契約、時効の期間及び流通証券に関する部分はイタリア平和条約の第十六附属書と同趣旨であり、この議定書は平和条約署名と同時に、希望する関係連合国と日本との間に署名され、その効力は平和条約発効と同時に発生することになっている。

A 契 約

戦前の契約に基く金銭債務については第十八条に規定があるが、契約自体の効力については、本議定書署名国との間では本項の定めるところによる。それによれば、「敵人」間の契約で、その履行のために「交渉」を必要としたものは、原則として、当事者のいずれかが敵人となつた時から解約されたものとみなされ、「交渉」を必要としなかつたものは解約から除外され、且つ条約第十四条に含まれる権利を害することなく、引続き有効である。例えば一方が不作爲のままで履行すみとなるような契約は、この解除されない契約の一例であろう。また契約は解除されても、それに伴う金銭債務は存続し、契約の当事者に対しては、前渡金又は内金として受領され、且つその当事者が反対給付を行わなかつた金額を拂い戻す義務を免除するものではない。

何時からその当事者を「敵人」とみなすかに関しては、本議定書はある取引が当事者または当該契約の準拠する法令により違法となつた日から敵人とみなす旨の特別規定を設けている。

解約に関する上述の原則は連合国たる関係政府の許可を得て行われた敵人間の契約、並びに本議定書D項で規定される当事者が敵人となつた日の前に終了していなかつた保険および再保険契約には適用されない。

B 時効の期間

本項1は、戦争中時効の進行が中断されることを規定している。この規定は、連合国と日本との間に相互主義の下に適用される。中断される時効は、戦争のため権利保全上の手続ができなかつたすべての時効の期間及びすべての制限期間とされているから、物権や債権などの実体的権利の時効のみならず、出訴期間なども含まれる。また利札または配当金受領証の呈示および償還される有価証券の支拂を受けるための呈示の期間も同様とされる。

つぎに本項2は、このような訴訟その他の権利保全のための手続がなされなかつたため、執行手続が日本国内においてすでに行われ、その結果連合国民が損害を受けた場合には、日本は回復または救済の措置をとらなければならないとしており、この義務は日本のみに課せられる。

C 流通証券

本項は戦前作成された流通証券は戦争によって無効とされないこと、および支拂のための呈示、引受もしくは支拂の拒絶、又は拒絶証書作成のため、新たに三月の期限が與えられるべきことを定める。本項3は取引の安全を考慮したものである。

D 保険及び再保険契約

保険及び再保険（生命保険を除く）については、その種類によつて異つた取扱いがなされている。保険契約は当事者が敵人となる前に保険責任が開始し、かつ保険料が拂い込まれているときは、戦争にかかわらず解約されたとはされず、また再保険契約は、当事者が敵人となつた日に終了することが原則となつてゐる。ただこれには種々の例外が付されている。

なお、Dの規定は、平和条約第十四条の権利を害しない。従つて、Dに掲げられた契約に基く日本国民の債権を連合国が処分し得る場合がある。

二、宣言

平和条約署名と同時に、日本政府に多数国間の国際条約への加盟及び戦死者の墳墓尊重に関し二つの宣言を行うことになっている。

1. 国際条約加盟に関する宣言

この宣言は、日本が戦前に加入していた国際条約の効力と、平和条約発効後加入すべき国際条約及び国際機関に関するものである。

わが国がヨーロッパ戦争開始の日、すなわち一九三九年九月一日に当事国であつたすべての現存の多数国間国際条約は完全に有効であり、且つ平和条約発効の時に、これらの条約に基くすべての権利及び義務は回復される。平和条約に別段の規定がある場合はこの限りでない。もつとも、わが国が同日以後に構成員でなくなつた国際機関に関して、これらの機関に再加盟することが条約加盟の要件となつているときは、この宣言は当該国際機関に日本が復帰した時に効力を生ずる。これは、国際法上当然のことである。

次に日本政府は麻薬条約、仲裁裁判条約、経済統計条約など九種の国際条約に関して、平和条約発効後六月以内に正式に加入する意向を宣言し、なおこれと同様に、平和条約の効力発生後六月以内に加入申請手続をとる国際条約として、戦後にできた国際民間航空協定と世界気象機関条約を挙げてゐる。この二条約への加入は、他の条約への加入が加入書等の寄託という一方的な行爲によつて効力を生ずるのに対し、それぞれ所定国際機関の承認を必要とするものである。

2. 戦死者の墳墓に関する宣言

わが国は国内にある連合国の戦死者の墓、墓地および記念碑を識別し、そのリストを作り、維持し、または整理する権限を與えられた委員会などを承認し、このような機関の事業を容易にし、またこれらの墓、墓地および記念碑に関して必要となるような協定を締結するため交渉を行うことを明らかにしている。

むすび

この草案に対しては一部の反対もあるが、関係各國の態度は概ね友好的であり、しかもこの条約を推進しているアメリカでは、国会も超党派的にこれを支持していると報ぜられているので、九月上旬のサンフランシスコにおける調印式は予定通りに開かれて、関係国の大半は調印することと思われる。

すでに述べたとおり、調印が完了しても批准が行われ、批准書の寄託が始まない間は条約の効力は発生しない。アメリカの批准は、今期の国会では行われないようなことがあっても、次期の会期は来年の一月には開かれるし、他の国の国会も大体九月か十月には始まるから、平和条約が発効して日本が眞に独立の人格者として行動し得るようになる日はそう遠くはないといつても、強ち希望的観測とはいえない。

もちろん平和条約は万能薬ではない。これによつて占領下において直面しているもろもろの困難がすべて直ちに解消すると考えるのは正しくない。束縛されない活動が許されるとしても、われわれは、条約前文に宣言した精神を体して行動しなければならない。しかも、資源に乏しい狹隘な地域に盛り上げなければならぬ日本の再興は決して容易ではない。平和条約が締結されても、日本の行手は決して平坦ではあるまい。講和が成立した暁、国民の努力如何によつてこれらの困難が克服され、やがて国際社会に伍して恥しくない日本が創り出され得るところに輝かしい希望と期待があるのである。

日本外交文書

サンフランシスコ平和条約
対米交渉
不許複製

Documents on
Japanese Foreign Policy
Treaty of Peace with Japan
Negotiation
with the United States

平成19年3月19日印刷
平成19年3月30日発行

外務省編纂
外務省発行

印刷所 株式会社 白峰社
東京都豊島区東池袋5-49-6